



第27回参議院議員通常選挙期日前投票所 における投票用紙交付誤りについて

参議院議員通常選挙における期日前投票所（桐生市新里支所）において、選挙人 2 人の方に選挙区で交付すべき投票用紙を誤って比例代表の投票用紙を交付してしまう事案が発生いたしました。

1. 日時

令和 7 年 7 月 16 日（水）午前 8 時 32 分頃

2. 場所

桐生市新里支所 期日前投票所

3. 経緯

桐生市新里支所期日前投票所において、投票開始後、最初の選挙人 2 人に対し、選挙区選出議員選挙（以下「選挙区」という。）において、誤って比例代表選出議員選挙（以下「比例代表」という。）の投票用紙を交付し、そのまま投票させたものです。

その後、当該 2 人に次の投票のための投票用紙を交付する前に、3 人目の選挙人から指摘されその事実気が付いたことから、当該 2 人に改めて選挙区の投票用紙を交付し、選挙区選挙の投票をさせたものです。

比例代表の投票用紙は既に交付してしまっていたことから、再度交付することはできず、最初に投票していただいた 2 票について、選挙区の候補者名等を記載されていた場合は無効となる可能性があります。

なお、選挙人 2 人には、経緯の説明と謝罪を行い、ご理解をいただきました。

4. 発生原因

今回の事案は、投票用紙を交付する際の職員による確認が不十分であったこと、複数人でのチェック体制が徹底されていなかったことが主な原因です。

5. 再発防止

今後、このような事態を引き起こさないよう、改めて作業手順を確認するためのチェックリストを作成し、複数人でチェックする体制を徹底いたします。

6. 市長コメント

今回の事案を重く受け止め、再発防止を徹底し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

問い合わせ

桐生市選挙管理委員会 橋本・細井

TEL 0277-32-4148